

平成27年本宮市教育委員会1月定例会会議録

- 1 日 時 平成27年1月21日(水) 午後1時27分～午後2時22分
- 2 場 所 本宮市役所 3階 第1・2 常任委員会室
- 3 出席委員 委 員 長 (1番) 仲 川 清
委員長職務代理者 (2番) 谷 明 子
委 員 (3番) 渡 辺 俊 之
委 員 (4番) 古 宮 博 文
教 育 長 (5番) 原 瀬 久美子
- 4 出席職員 教育部長 国分 忠一
次長兼教育総務課長 後藤 章
次長兼生涯学習センター長 溝井 正弘
次長兼第一保育所長 猪股 照子
幼保学校課長 渡辺 裕美
参事兼管理主事兼指導主事 鈴木 康雄
指導主事 穠山 俊之
(書記) 教育総務課課長補佐 渡辺 和義
- 5 傍聴人 なし
- 6 案 件
- 議案第 1 号 平成27年度本宮市教育委員会重点施策について
- 議案第 2 号 本宮市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定
について
- 議案第 3 号 本宮市教育長の服務等に関する条例の制定について
- 議案第 4 号 本宮市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例
の一部を改正する条例の制定について
- 議案第 5 号 本宮市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 6 号 本宮市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について
- 議案第 7 号 本宮市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則の制定につ
いて
- 議案第 8 号 本宮市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定につ
いて
- 議案第 9 号 本宮市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の制定につ
いて
- 議案第 10号 本宮市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定につ
いて

議案第 1 1 号	本宮市立学校教職員安全衛生管理規則の制定について
議案第 1 2 号	本宮市保育所管理運営規則の一部を改正する規則の制定について
議案第 1 3 号	本宮市教育委員会事務事業点検評価実施要綱の一部を改正する告示の制定について
議案第 1 4 号	本宮市教育事務評価委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について
議案第 1 5 号	本宮市教育委員会公印規程の一部を改正する告示の制定について
議案第 1 6 号	本宮市教育委員会文書取扱規程の制定について
議案第 1 7 号	本宮市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部を改正する告示の制定について
議案第 1 8 号	本宮市緊急派遣スクールソーシャルワーカー賃金規程の一部を改正する告示の制定について
協議第 1 号	本宮第二中学校グラウンド拡張計画（案）について
報告第 1 号	平成 2 6 年度学校等における工事の進捗状況について
報告第 2 号	スキー体験教室について
報告第 3 号	上尾市との子どもの交流事業（駅伝）について

7 審議経過

【午後 1 時 2 7 分開会】

◇委員長 それでは、少し時間は早いのですが、皆さんそろっておりますので、開催させていただきます。

ただいまから、教育委員会 1 月定例会を開会いたします。

◎会議録署名委員の指名

◇委員長 まず、会議録署名委員の指名ですが、今回は、3 番委員と 4 番委員をお願いいたします。

◇委員長 なお、恒例によりまして、審議につきましては着席のままお願いしたいと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

◎教育長諸報告

◇委員長 それでは、教育長から諸報告をお願いいたします。

どうぞ。

◇教育長 では、報告といたしまして、2 件お話しさせていただきます。

1 点目ですが、平成 2 7 年度本宮市教育委員会重点施策についてです。

平成 2 7 年度本宮市教育委員会重点施策につきましては、今年度同様、教育振興基本計画に基づき「つながる共育のまち もとみや～夢・生きがいの創造と活力を共に育む教育を目指して～」、別冊のとおり事業を展開していきたいと思っております。詳しくは、後ほど担当より説明いたします。

2点目です。新教育委員会制度に基づく条例の改正等についてです。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律が本年4月1日に施行されることに伴い、本日の定例会に条例等の制定及び一部改正の議案を提出させていただきました。このたびの法改正においては、教育委員長の職が廃止されること、一般職と特別職の身分を有していた教育長が議会の同意を得て、首長が任命する特別職となること、総合教育会議の設置などが主な内容となりますが、これらの法改正を受けて、市の条例等の改正が必要となるものであります。

本日は、議案18件、協議1件、報告3件と多くの案件をご審議いただくこととなりますが、どうぞよろしくお願いいたします。

以上です。

◇委員長 特段に教育長報告にありませんね。

[「はい」と言う人あり]

◇

◎議案第1号 平成27年度本宮市教育委員会重点施策について

◇委員長 それでは、本日の審議に入らせていただきます。

議案は18号まできょうはありますが、いろいろと附則の改正が問題ですから、早目に打ち上げをしていきたいと思えます。

それでは、議案第1号からお願いいたします。

どうぞ。

◇書記 [議案第1号を朗読]

◇委員長 どうぞ。

◇参事 それでは、平成27年度教育委員会重点施策についてご説明申し上げます。

別冊の第1号資料をごらんいただきたいと思えます。

先ほどもありましたけれども、来年度も今年度同様、教育基本計画に基づきまして、「つながる共育のまち もとみや」を目指して事業を展開していきたいと思えます。

赤字であらわしましたところが変更点でございます。それらを中心にご説明申し上げたいと思えます。

まず、4ページをお開きいただきたいと思えますが、そこに本宮市子ども子育て支援事業計画ということで掲載してございます。これは、現在、市部局のほうで策定中でございまして、概要がまとまりましたので、来年度展開される事業計画ということで掲載をしておきました。

続きまして、6ページをごらんいただきたいと思えます。

本宮市幼稚園・保育所教育指導の重点ということで、来年度も自分なりの力を発揮し、さまざまな環境に主体的にかかわり、夢を持っている子供を目指しまして、柱立て3つ、基本的な生活習慣の育成、人とかかわる力の育成、健全な心と体力の育成ということで、ここを重点目標として進めていきたいと考えております。

変更点は、教職員の資質の向上というところで新任研修、それからグループ研修、教職員全体研修、これらを充実させて教職員の資質向上、指導力向上に充てたいということをつけ加えて変更してございます。

続きまして、7ページ、学校教育指導の重点のほうでございしますが、学校教育のほうは自分のよさや可能性を発見し、夢見る力が強い子供を目指して、来年度も4つの柱立てで進めていきたいと思えます。思考力、判断力、表現力の育成、それから人間関係形成能力、意志決定能力の育成、走

力、持久力の育成、そして地域に根差した学校づくりの推進ということで進めていきたいと思ひます。

変更点でございますが、思考力、判断力、表現力の育成のところ、日々の授業の充実というところがござひますが、その授業の基礎、基本の中に目的を持ったペア、グループ学習ということで班活動が今展開されていますけれども、これをしっかりと意識して目的を持った学習活動になるように重点を置いて進めていきたいと思ひております。

それから、人間関係形成能力のところ、特に来年度、道徳と特別活動、学級活動の充実を図りたいと考えておひまして、教員の資質力向上研修の充実ということで授業研究会等を設けたいと、こういうふうと考えておひます。

それから、基礎のところ、防災計画の見直し、点検とPTA会長会との連携ということで、これらを来年度は意識しながら進めていきたいというふうにおひしました。

続きまして、8ページから各領域ごとに実践事業が載せてありますが、9ページのところ、幼児教育のところ、子育て支援センターの事業ということで、子育てに関する情報の発信、相談、イベントを実施することと3歳児を対象としたプレ幼稚園を実施するというので、今までもやられているということですが、ここをつけ加えてあります。

10ページから学校教育の充実になりますが、ここで変更点は10ページの1の(3)番、体験活動促進事業ということで国内派遣事業を計画しておひしました。今年度も事前に沖縄のほうに訪問して、来年度から実施する予定でございましたが、宜野座村とのやりとりの中でまだまだちょっと準備不足のところがございますので、来年度以降の実施にちょっと延期をさせていただきたいと考えておひます。今年度、調査研究ということで実施する予定のものを、来年度、沖縄県と、それから北海道もちょっと視野に入れながら、来年度調査研究ということで進めていく計画になってございます。

11ページも同じ内容でございます。

それから、15ページから生涯学習関係の部門になりますけれども、これらも今年度同様、同じ事業が展開できますよう努力をしていきたいと考えておひます。

変更点の赤の部分については、18ページの国内派遣事業ということで、これも都市間、多文化交流の推進ということでつけ加えておひしましたが、来年度は調査研究ということになります。

19ページのところから教育環境のほうになりますけれども、これについては教育部次長のほうから説明を申し上げます。

◇委員長 どうぞ。

◇教育総務課長 それでは、私のほうから基本目標4、安全で安心して学べる教育環境の確保の施策の1以降を説明をさせていただきたいと思ひます。

まず、安全な教育施設の整備でございますが、主な取り組みといたしまして、学校施設等耐震化推進事業を継続して実施してまいります。平成27年度は、岩根小学校の旧体育館の解体工事と本宮第一中学校南校舎及び白沢中学校体育館の耐震補強改修工事を実施したいと考えておひます。

社会教育施設耐震診断事業につきましては、年次計画により白沢公民館の耐震診断を予定しておひます。

(3)番の社会体育施設整備事業は新規事業となります。

1つは、子ども屋外プールの運営事業でございます。本宮まゆみ小学校に建設中の地域開放型プールが本年3月に完成いたしますので、平成27年度から供用を開始してまいります。

2つ目の神座室内運動施設整備事業は、神座運動場に屋内運動施設を併設するもので、平成27年度に着工をしたい考えでございます。主に野球やフットサルの練習及び障害を持つ子供の運動機会の確保に活用をしていきたいという計画になっております。

(4)番、社会教育施設整備事業は、合併支援道路整備に伴います高木地区公民館の移設事業でございます。平成27年度は、現施設の解体を行い、新しい公民館の供用開始は平成30年度を予定するものでございます。

次のページをごらんいただきたいと思っております。

施策の2、安全・安心な教育環境の確保につきましては、主な取り組みとして放射能除染対策を引き続き実施してまいります。

また、給食の安全性の確保対策につきましては、新規事業としてアレルギー食対応調理場の整備に取り組みます。学校給食センターに専用の調理区画を整備し、アレルギー事故防止の徹底を図ってまいりたいということで考えておるものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◇委員長 説明は以上ですね。

それでは、委員の皆さんから質疑をいただきたいと思っております。

どうぞ。

◇2番委員 19ページの安全な教育施設の整備の(4)ですか、高木地区の公民館の話なんですけど、27年度に解体で30年度に供用開始ということは間があくんですが、この間は高木のご利用の方はどういう形で考えておられますか。

◇生涯学習センター長 27年度に今の公民館を解体する。新しい場所に、今度は新しく建てていくが、その間は中央公民館と、あとスポーツに関しては総合体育館等を利用していただくということで、今のところ私のほうでは考えております。そういうことで、あの地域、高木地区の住民の方にもその辺のご協力をお願いする予定でございます。

◇委員長 いいですか。

◇2番委員 はい。

◇委員長 そのほかの皆さんはどうですか。

どうぞ。

◇4番委員 7ページなんですけれども、新規というところでPTA会長会との連携ということが書いてあるんですが、具体的にどのようなことをお考えなのか教えていただければと思います。

◇委員長 どうぞ。

◇参事 今年度もこれまで1回、各小・中学校のPTA会長の各校会長さんに集まっていたいて学校と、あと教育委員会と課題となることについて話し合いを、これからも1回入れて年に2回話し合いを持って、さまざまな課題について家庭を巻き込んで、PTAを巻き込んで解決に向けて進めたいということで、来年度もそれを継続していきたいなというふうに考えております。

◇4番委員 わかりました。

◇委員長 あとは、27年度の重点施策についてはよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

◇委員長 それでは、27年度の教育委員会重点施策については1号を承認することにいたします。

◇
◎議案第2号 本宮市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

て

◇委員長 それでは、議案第2号をお願いいたします。

どうぞ。

◇書記 [議案第2号を朗読]

◇委員長 どうぞ。

◇教育総務課長 議案第2号につきましてご説明をさせていただきたいと思います。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正により、教育長は市長が議会の同意を得て任命する職となり、特別職の身分のみを有することとなるため、本宮市長等の給与及び旅費に関する条例に教育長を含める改正を行うものでございます。

施行日は、法改正後の施行日となる平成27年4月1日とするものでございます。

以上、説明とさせていただきます。

◇委員長 質疑に入ります。

よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

◇委員長 それでは、承認することに決めます。

◎議案第3号 本宮市教育長の服務等に関する条例の制定について

◇委員長 議案第3号をお願いいたします。

どうぞ。

◇書記 [議案第3号を朗読]

◇委員長 どうぞ。

◇教育総務課長 6ページをお開きいただきたいと思います。

議案第3号につきましても、地方教育行政の組織及び運営に関する法律改正に伴い、特別職となる教育長の勤務時間及び職務に専念する義務の免除等、教育長の服務等に関する事項を定めまして、従前の本宮市教育長の給与、勤務時間その他の勤務条件に関する条例を廃止するものでございます。

以上でございます。

◇委員長 ご質疑ありましたら。

なければ、承認することに決したいと思いますが、いいですか。

[「はい」と言う人あり]

◎議案第4号 本宮市特別職の職員で非常勤のもの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について

◇委員長 次に、第4号をお願いします。

◇書記 [議案第4号を朗読]

◇委員長 どうぞ。

◇教育総務課長 8ページをごらんいただきたいと思います。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴いまして、教育長の旅費支給に関する事項を別途定めるため、第4条第2項の教育長に関する規定を削除するものでございます。

また、教育委員長の職が廃止されることから、別表の教育委員長報酬に関する事項を削除するも

のでございます。

以上でございます。

◇委員長 質疑をいただきます。

いいですか。

[「はい」と言う人あり]

◇委員長 それじゃ、第4号は承認することにします。

◎議案第5号 本宮市教育委員会公告式規則の一部を改正する規則の制定について

◇委員長 次に、第5号議案をお願いします。

どうぞ。

◇書記 [議案第5号を朗読]

◇委員長 どうぞ。

◇教育総務課長 10ページをごらんいただきたいと思います。

本議案につきましては、法律の改正に伴い、根拠法令の条ずれが生じるため、第1条中、法律第14条を第15条に修正するとともに、規則の公布に関し、委員長署名を教育長署名に改正するものでございます。

以上でございます。

◇委員長 質疑をお願いします。

異議なければ、承認することに決したいと思いますが、いいですか。

[「はい」と言う人あり]

◇委員長 承認することに決します。

◎議案第6号 本宮市教育委員会会議規則の一部を改正する規則の制定について

◇委員長 次に、第6号をお願いいたします。

どうぞ。

◇書記 [議案第6号を朗読]

◇委員長 どうぞ。

◇教育総務課長 それでは、12ページから15ページにかけてごらんをいただきたいと思います。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、法律の条数を変更するとともに、12ページから15ページにわたり教育委員長に関する事項を教育長に変更する規則の改正を行うものでございます。

以上でございます。

◇委員長 質疑をいただきます。

なければ、議案第6号は承認することに決したいと思いますが、いいですか。

[「はい」と言う人あり]

◎議案第7号 本宮市教育委員会会議傍聴人規則の一部を改正する規則の制定について

◇委員長 それでは、議案第7号をお願いいたします。

どうぞ。

◇書記 [議案第7号を朗読]

◇委員長 どうぞ。

◇教育総務課長 17ページをいただきたいと思います。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、法律の条数を変更し、教育委員長に関する事項を教育長に変更するものでございます。

また、第1条として、新たに規則の趣旨を規定し、傍聴の手続につきましては、受け付けで住所と名前を記入、教育長の許可を得るとのこととするものでございます。

以上でございます。

◇委員長 質疑があればいただきます。

なければ、提案のとおり、議案第7号については承認することに決したいと思います。

[「はい」と言う人あり]

◎議案第8号 本宮市教育長に対する事務委任規則の一部を改正する規則の制定について

◇委員長 第8号をお願いいたします。

どうぞ。

◇書記 [議案第8号を朗読]

◇委員長 どうぞ。

◇教育総務課長 19ページをごらんいただきたいと思います。

本議案につきましても、法律の改正に伴いまして、法で定める教育長への事務委任に関する規定が第26条から第25条に変更となるため、これに伴う規則の改正をするものでございます。

以上でございます。

◇委員長 質疑をいただきます。

なければ、議案第8号は承認することに決します。

いいですか。

[「はい」と言う人あり]

◎議案第9号 本宮市青少年問題協議会条例施行規則の一部を改正する規則の制定について

◇委員長 それでは、第9号をお願いします。

どうぞ。

◇書記 [議案第9号を朗読]

◇委員長 どうぞ。

◇教育総務課長 21ページをごらんいただきたいと思います。

本議案につきましては、法律改正に伴い、協議会委員中、教育委員長に関する事項を削除するものでございます。

以上でございます。

◇委員長 異議があれば、質疑があればいただきます。

なければ、議案第9号は承認することに決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

◇委員長 ありがとうございます。

◎議案第10号 本宮市教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則の制定について

◇委員長 次に、議案第10号をお願いいたします。

どうぞ。

◇書記 [議案第10号を朗読]

◇委員長 どうぞ。

◇教育総務課長 資料の23ページから27ページまでごらんをいただきたいと思います。

本議案につきましては、教育委員会事務局の事務分掌に関し、実情に即した整理を行うとともに、子ども・子育て支援制度の事務担当を定めるため、規則の一部改正を行うものでございます。

また、26ページの別表1でございますが、スクールソーシャルワーカーに関する規定を追加し、27ページの別表2につきましては、旧第4保育所を五百川幼保総合施設分庁舎とし、本宮第2児童館を追加するものでございます。

以上でございます。

◇委員長 質疑をいただきます。

異議がなければ、よろしいでしょうか。

[発言する人なし]

◇委員長 それでは、異議がないとみなして、第10号については承認することに決したいと思います。

◇

◎議案第11号 本宮市立学校教職員安全衛生管理規則の制定について

◇委員長 次に、11号をお願いします。

どうぞ。

◇書記 [議案第11号を朗読]

◇委員長 どうぞ。

◇教育総務課長 資料の29、30ページをごらんをいただきたいと思います。

本議案につきましては、労働安全衛生法の規定に基づき、小・中学校における教職員の健康保持増進に関し、必要な事項を定めるものでございます。安全衛生管理者を学校長とし、学校長が任命する衛生推進者が中心となり、教職員の安全管理及び衛生管理に関する業務を推進することとしております。

また、年1回行う健康診断の受診義務を設け、実施結果に基づき、事後指導を行うことなどを規定するものでございます。

以上でございます。

◇委員長 質疑をいただきます。

この規則は、新たなやつになるんですか。

◇教育総務課長 法の規定に基づきまして、本来それぞれの市町村に設けることとされておりましたが、本宮市ではまだ制定をしておりませんでしたので、今回制定をさせていただきたいということでございます。

◇委員長 わかりました。

質疑がなければ、打ち切って承認することに決したいと思います。

よろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

◇

◎議案第12号 本宮市保育所管理運営規則の一部を改正する規則の制定について

◇委員長 それでは、議案第12号をお願いします。

どうぞ。

◇書記 [議案第12号を朗読]

◇委員長 どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、議案第12号について説明させていただきたいと思います。

32ページから33ページにかけてごらんいただきたいと思います。

本議案につきましては、平成24年8月に子ども・子育て関連三法が成立し、子ども・子育て支援制度が創設されたことに伴い、既に本宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を制定しておりまして、平成27年4月より施行を予定しておりますが、この基準に基づき、本宮市保育所管理運営規則の一部を改正するものでございます。

主な内容としましては、第3条では入所手続について定めておりますが、子供の教育・保育に係る給付制度が創設されたことにより、入所申請書の名称を変更するものとなっております。

また、第5条の保育時間でございますが、現在1日8時間を原則としておりましたが、さきに制定いたしました本宮市子どものための教育・保育給付の支給に関する規則第5条に規定する時間を基本として、保育の標準時間を1日当たり11時間まで、それから保育の短時間につきましては、1日当たり8時間までに改正する内容となっております。

また、第7条の非常災害と第8条の虐待等の禁止につきましては、本宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例の第20条に基づき追加するものとなっております。

なお、この規則につきましては、平成27年4月1日より施行となっております。

以上、説明を終わらせていただきます。

◇委員長 それでは、質疑をいただきます。

質疑がなければ、打ち切って決したいと思いますのですが、いいですか。

[「はい」と言う人あり]

◇委員長 ありがとうございます。

◎議案第13号 本宮市教育委員会事務事業点検評価実施要綱の一部を改正する告示の制定について

◇委員長 それでは、次に13号をお願いいたします。

どうぞ。

◇書記 [議案第13号を朗読]

◇委員長 どうぞ。

◇教育総務課長 資料の35ページをごらんいただきたいと思います。

本議案につきましては、教育委員会事務事業点検・評価の実施に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、第1条で規定する法律の条数が第27条から第26条に変更となるため、これに伴う実施要綱の改正でございます。

以上でございます。

◇委員長 質疑があればいただきます。

なければ、議案第13号につきましては承認することに決したいと思いますのですが、よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

◇委員長 ありがとうございます。

◇
◎議案第14号 本宮市教育事務評価委員会設置要綱の一部を改正する告示の制定について

◇委員長 それでは、14号をお願いいたします。

どうぞ。

◇書記 [議案第14号を朗読]

◇委員長 どうぞ。

◇教育総務課長 資料の37ページをごらんいただきたいと思います。

本議案につきましても、教育委員会事務事業点検・評価の実施に当たり、教育事務評価委員会の設置に関し、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、法律の条数が第27条から第26条に変更となるため、これに伴う設置要綱の改正でございます。

以上でございます。

◇委員長 それでは、14号、質疑いただきますが。

なければ、14号について承認することに決したいと思いますが、いいですか。

[「はい」と言う人あり]

◇
◎議案第15号 本宮市教育委員会公印規程の一部を改正する告示の制定について

◇委員長 それでは、15号をお願いいたします。

◇書記 [議案第15号を朗読]

◇委員長 どうぞ。

◇教育総務課長 資料の39ページをごらんいただきたいと思います。

本議案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正に伴い、教育委員長の職務が廃止されることから、公印規程中の本宮市教育委員会委員長印及び福島県本宮市教育委員会委員長之印を削除するものでございます。

以上でございます。

◇委員長 15号につきましては、異議ないものとみなして承認してよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

◇委員長 それでは、承認することに決します。

◇
◎議案第16号 本宮市教育委員会文書取扱規程の制定について

◇委員長 続いては、議案第16号をお願いいたします。

どうぞ。

◇書記 [議案第16号を朗読]

◇委員長 どうぞ。

◇教育総務課長 資料41ページをごらんいただきたいと思います。

本議案につきましては、本宮市教育委員会における文書事務を適正に管理することを目的に、本宮市文書取扱規程に準じ、必要な事項を定めるものでございます。

昨年10月1日付で本宮市文書取扱規程が全面改正され、施行されたことを受けまして、教育委員会の文書取扱規程を制定するものでございます。

以上でございます。

◇委員長 質疑をいただきます。

これは名前が変わっただけなんですね。生涯学習センターと我々は言っていたのが今度は「教生」とか、そういうふうになるのか。

◇教育総務課長 これまでは、文書取扱規程というものがございませんでした。市のほうで昨年、今お話ししたように、全面改正して施行をしたということで、内容は市のほうに準じておりますが、教育委員会としての取扱規程を今回制定をするものです。

◇委員長 どうぞ。

◇2番委員 ちょっと自分の頭の中が整理されていないので、教えていただきたいのですが、公民館って高木公民館とか荒井とか青田とかありますよね。あれというのは、ここに書いてある公民館の所属みたいな形になっているわけなんですか、それともそれは余り文書が出ないので、省略しないで書くということなんですか。

◇生涯学習センター長 本宮地区の地区公民館に関しては、中央公民館の、何ていったらいいんですかね、中央があってそれぞれの地区があると。白沢地区に関しては、白沢公民館があって各分館があるということで、ですから地区公民館の関係については中央公民館で把握する。あと、白沢の分館に関しては、白沢公民館で把握するというふうな形になります。

◇2番委員 あと、確認なんですけど、そうしますと記号的には、例えば高木公民館ですと中公という略称が使われるということですよ。そういう理解で大丈夫ですか。

◇生涯学習センター長 はい。

◇2番委員 わかりました。

◇委員長 その他ありますか。

[発言する人なし]

◇委員長 なければ、16号議案につきましては承認することに決したいと思います。

◇

◎議案第17号 本宮市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部を改正する告示の制定
について

◇委員長 それでは、17号をお願いいたします。

どうぞ。

◇書記 [議案第17号を朗読]

◇委員長 どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、43ページをごらんいただきたいと思います。

本宮市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部の改正でございますが、この要綱につきましては、臨時職員についての規定をするものでございます。

現在の勤務時間は、1日につき7時間を超えない範囲内、1週につき35時間以内としておりますが、本宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例に準じ、1日につき7時間45分を超えない範囲内、1週につき38時間45分内と一部改正するものでございます。

なお、この告示は、平成27年4月1日より施行いたします。

以上でございます。

◇委員長 私も古くなってしまって、ちょっとわからないんですが、職員の勤務時間、平常の1日の勤務時間というのは8時間でなくて、時間短縮の関係で7時間45分という規定になっていたわけですか。

◇幼保学校課長 職員については、ここの本宮市職員の勤務時間、休暇等に関する条例にありますが、同じ8時間ではなく、7時間45分でございます。同様の時間に変更するという内容になっています。

◇委員長 なるほどね。そうすると、勤務時間は長くなるんだね、この非常勤職員のソーシャルワーカーは。

◇幼保学校課長 45分間長くなる。

◇委員長 1日ね。

◇幼保学校課長 はい。

◇委員長 そういう理解です。

委員に異議がなければ、決したいと思いますが、よろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

◇委員長 それでは、17号は承認することで決めます。

◎議案第18号 本宮市緊急派遣スクールソーシャルワーカー賃金規程の一部を改正する告示の制定について

◇委員長 議案第18号についてお願いします。

どうぞ。

◇書記 [議案第18号を朗読]

◇委員長 どうぞ。

◇ それでは、45ページをごらんいただきたいと思います。

本宮市緊急派遣スクールソーシャルワーカー賃金規程の一部改正でございますが、この規程につきましても、臨時職について規定しているものでございます。

さきに提案いたしました議案第17号の本宮市スクールソーシャルワーカー設置要綱の一部改正に伴い、改正するものとなっております。

第3条の基本賃金に対する勤務時間を1日7時間から7時間45分に改正するものとなっております。

また、第5条の基本賃金の減額等につきましては、勤務時間1日につき7時間45分に改正することにより、勤務をしないときの1時間当たりの減額賃金を2,142円から1,935円に改正するものでございます。

なお、この告示は、平成27年4月1日より施行いたします。

以上でございます。

◇委員長 質疑ありますか。

いいですか。

[「はい」と言う人あり]

◇委員長 それじゃ、18号は承認することに決めます。

◎協議第1号 本宮第二中学校グラウンド拡張計画(案)について

◇委員長 次に、協議第1号についてお願いいたします。

どうぞ。

◇教育総務課長 それでは、協議第1号につきまして説明をさせていただきたいと思います。

本宮第二中学校の敷地拡張につきましては、今年度中に事業計画をまとめるため、現在、調査設計を進めております。今般、現地測量の成果を踏まえた平面プランの案を作成いたしましたので、協議をお願いするものでございます。

委員会資料は、46ページとなりますので、ごらんをいただきたいと思っております。

今回計画をしております敷地拡張の範囲は、赤線で囲んでおります、着色してある区域となります。拡張面積は約2.3ヘクタールあり、既存の学校用地と合わせますと、全体で約4.8ヘクタールとなるものでございます。このうちグラウンドにつきましては、現有面積1.2ヘクタールに対しまして、拡張後は2倍強の面積が確保できる計画としております。

また、駐車場も不足していることから、グラウンドの南側に駐車場を、敷地の東側には雨水対策として調整池の整備を予定しております。

なお、今回お示しをしております拡張敷地の土地利用の計画につきましては、県との開発協議等を踏まえた中で詳細検討を進めてまいりますので、一部変更の可能性もありますが、敷地拡張のエリアはこの範囲でおさめていくことを基本方針としております。

校地の南側に位置する既存の安積疏水幹線水路につきましては、拡張エリアの外周につけかえを行うため、関係水利組合との調整を進めてまいります。

次に、県道から中学校へ通じる市道甲斐2号線の改良工事につきましては、開発事業との関連もありますので、工事の区間及び開発エリア内の道路の取り扱いにつきまして、引き続き内部の協議を行い、調整を図ってまいります。

なお、本計画案につきましては、今後、議会の意見を聞いた上で地元説明会を開催し、本事業への協力をお願いしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

◇委員長 質問をいただきます。

それでは、このとおりの方向で実行に移されるだけ移してもらうというふうなことでよろしいでしょうか。

いいですか。

[「はい」と言う人あり]

◇委員長 それでは、協議第1号についてはそのように進めることにいたします。

◇

◎報告第1号 平成26年度学校等における工事の進捗状況について

◇委員長 続いて、報告事項に入ります。

報告1号についてお願いいたします。

どうぞ。

◇教育総務課長 平成26年度学校等における工事の進捗状況につきましてご報告を申し上げます。

委員会資料47ページ、報告第1号資料をごらんいただきたいと思っております。

まず、耐震補強改修工事ですが、五百川小学校東校舎は昨年10月に終了し、五百川小学校の耐震化工事が完了という状況になっております。

本宮第一中学校につきましては、今年度、北校舎の耐震改修を実施しております、工期は2月27日までとなっております。南校舎につきましては、平成27年度の施工を予定するものでございます。

次に、岩根小学校の新体育館建設工事でございますが、昨年1月に着工いたしまして、ことし

の2月末には完成の予定となっております。

3番の子ども屋外プール建設工事につきましては、子ども元気復活交付金事業として本宮まゆみ小学校敷地内に地域開放型のプールを建設するもので、工期は3月10日までとなっております。供用開始につきましては、本年6月からとなるものでございます。

4番目の遊具更新事業につきましても、子ども元気復活交付金により市内の幼稚園と小学校の全遊具を更新するものでございます。

これまでに岩根幼稚園、岩根小学校、五百川小学校の更新工事が完了しております。

白沢地区の幼稚園と小学校につきましては、現在工事中で、工期は3月20日までとなっております。

また、本宮小学校と本宮まゆみ小学校は、今年度内の完了を目指し、早期発注に努めてまいります。

最後、5番目の校庭等の覆土工事でございますが、原発事故の後に実施をいたしました校庭等の表土除去に対する盛り土の工事でございます。これまでに10施設が完了しており、残る4施設については、現在施工中という状況でございます。

以上、各種工事の進捗状況の報告とさせていただきます。

◇委員長 質問があればいただきます。

それじゃ、打ち切ってよろしいでしょうか。

[「はい」と言う人あり]

◇

◎報告第2号 スキー体験教室について

◇委員長 それでは、報告第2号についてお願いいたします。

どうぞ。

◇幼保学校課長 それでは、スキー教室の日程について報告をさせていただきます。

このスキー教室については、被災した子供の健康、生活支援対策の補助金により実施するものでございます。

日程につきましては、表をごらんいただきたいと思います。

対象学年が小学校の3年生から6年生ということで、既に1月16日から実施をしております。最終学校が本小ということで、2月13日終了を予定しております。

場所は、あだたら高原スキー場ということで、あだたらスキー場のインストラクターによる指導をお願いしているところでございます。

以上、報告を終わらせていただきます。

◇委員長 質問がなければ打ち切ります。

いいですか。

[「はい」と言う人あり]

◇

◎報告第3号 上尾市との子どもの交流事業（駅伝）について

◇委員長 それでは、次に報告第3号をお願いいたします。

どうぞ。

◇生涯学習センター長 上尾市との子どもの交流事業ということで、今年度最後の事業になります。

野球、サッカーで、駅伝ということで最終事業になります。

この事業につきましては、10月に開催されましたもとみや駅伝の小学生の部の優勝チーム、あと中学生の部の優勝チームを上尾市の駅伝大会に招待を受けていますので、そちらに派遣をして、その大会に出場していただくということで、実施日が2月8日の日曜日が大会の日になります。ただ、前日7日の土曜日に、これは上尾市の子供さんも同じ条件なんですが、試走をできる時間帯が認められているということで、本宮市の子供さんたちにもその時間帯に試走に参加をしていただくということで、7日の午前中に試走を認められていますので、それに合わせて1泊2日でこちらから出かけるという予定であります。

まゆみ小学校チーム、現在、選手10区間の駅伝になりますので、10人と、あと補欠が2名、12名。あと、中学生の部は5区間になりますので、5人の選手と補欠2名の7名。あと、教職員、指導者の方、今のところ予定されていますが、まゆみと一中で8名程度。あと、市の職員、長谷川歴史民俗資料館長と菊地社会教育係長が同行ということで予定をしております。

あと、時間がありますので、昨年と同じだったんですが、国立科学博物館のほうを上尾市の職員の方の案内で見学をするという予定で、1泊2日の日程で大会に参加するというので予定をしております。

以上です。

◇委員長 質問はありますか。

それじゃ、打ち切りたいと思いますが、よろしいですか。

[「はい」と言う人あり]

◇委員長 それでは、以上をもちまして、本日の教育委員会案件については全て終了となります。

◇

◎次回開催日程について

◇委員長 再開します。2月の教育委員会の日程に入ります。

[次回開催日程について協議]

◇委員長 次回の教育委員会は2月18日に決定します。

◇

◎閉会の宣告

◇委員長 それでは、以上をもちまして1月の教育委員会定例会を終了します。

【午後 2時22分閉会】